

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	電子処方箋による運用の容認
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現行の運用体制では、医師が発行する処方箋は紙媒体にて患者を介し調剤薬局に渡し、調剤薬局が患者に手渡す一方通行の仕組みであるが、ジェネリック薬品は調剤薬局側の判断で変更できるため、調剤薬局の判断で変更した場合、その情報が医師側に伝わらず、医師が患者に処方した正確な調剤を確かめることは困難である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行なう書面の保存等にこける情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について（平成 17 年 3 月 31 日医政発第 0331009 号、薬食発第 0331020 号、保発第 0331005 号）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	患者 ID（共通診察券、社会保障番号等）の導入により、個人が特定できる仕組みを整えたうえで、調剤情報データベースを構築し、患者 ID をもとに調剤薬局がデータベースにアクセスし、患者の処方情報を確認できる仕組みを構築すべき。その際、ジェネリック薬品に変更した場合は、情報を更新し、医師に情報が伝わるような仕組みとする必要がある。